

平成 29 年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号	68	※ 課程 (障害種別)
学校名	福岡県立伝習館高等学校	全日制 (定時制) 通信制 ()

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめ防止のための目標を、次のように定める。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) 教育活動において様々な手段を講じることにより、いじめの早期発見に努める。
- (4) いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を確保するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。

*自己有用感とは、

単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手から好意的な反応や評価があって感じることで自己の有用性のこと。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめについての共通理解を養うための取り組み（職員、生徒、保護者）

- ① HR 活動、日頃の学校生活を通して「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を醸成すると共にいじめの正しい定義を理解させる。外部専門家を招いたり、本校教職員が講師を務めたりすることにより学校いじめ対策組織の存在及び活動を生徒に認識させながら、いじめ防止教室を年に一度実施する。（生徒）
- ② 保護者会等でいじめの定義等を提示することでいじめに対する理解を図る。また、「保護者の視点からみたいじめのサインを見逃さないための家庭用チェックリスト」を配布し、家庭での生徒のいじめに対するサインを見逃さないようにする。（保護者）
- ③ 職員研修等で学校いじめ防止基本方針に基づく対応の仕方を認識し、個々の教職員がいじめを抱え込むことなく、組織が一貫した対応を取る必要性を自覚する。（職員）

(2) 良好な人間関係の構築を目指した取り組み

- ① 学校行事を通して交流を深め互いの人格を尊重する態度やコミュニケーション能力を育成する。

- ②部活動等を活発化することで生徒のストレス発散の場を設ける。また、社会体験、生活体験の機会を設け一人ひとりが認められ、活躍できる場を作る。
- ③インターネット、携帯電話を通じて行われるいじめを防止する。
 - ・外部講師を招いて携帯電話等の安全な使用についての講習会「スマホ・ケータイ安全教室」を実施し、生徒に社会規範や情報に関するモラルを身に付けさせる。
- ④定期的なアンケートや生徒の情報交換会の実施
 - ・いじめアンケート（学期に一回実施）
 - ・学校生活アンケート（月に一回実施）
 - ・生徒情報交換会（月に二回実施）

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

いじめは基本的に大人（職員）の目に付かず、気づきにくく、判断しにくい形で行われる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か疑いを持ちながら学校全体で判断し、組織的に対応する。

外国籍や海外から帰国した生徒には、言語や文化のちがいから学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、いじめが行われないよう学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

①生徒との信頼関係を構築

- ・日頃の学校生活を通して職員と生徒の良好な関係を作る。
- ・相談しやすい環境を作る。

②生徒の情報交換会（月2回）

- ・学校生活に関すること、アルバイト、家庭での問題・課題、交友関係

③アンケートの実施

- ・学校生活アンケート（毎月1回実施）
- ・いじめアンケート（各学期1回実施）

④いじめに関する研修会、勉強会

- ・すべての教職員の共通認識を図るため、年に複数回のいじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。
- ・いじめの被害者・加害者に対する具体的ケア

⑤いじめ防止委員会の常設

- ・教頭、当該担任、生徒指導主事、養護教諭等からなる組織の設置。

⑥地域、家庭、学校相互のネットワーク作り

- ・地域資源の活用（警察署・保健所・医療機関等）、職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、保護者等が相互に連携し情報を共有する。

⑦いじめを許さない雰囲気作り

相談箱の設置、「24時間子供SOSダイヤル」等、相談電話窓口のポスター掲示。

⑧学校評価

学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、達成状況を評価する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1） 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに教職員全員で組織的に対応する。被害者生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害者生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

（2） いじめの発見・通報を受けたときの対応

①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

②生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

*いじめられた生徒やいじめを報告した生徒の安全を第一に対応に当たる。

③いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な対応につなげる。

④いじめが確認された場合、学校の設置者に報告するとともに、被害者・加害者生徒の保護者に連絡する。

⑤いじめを行う生徒に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

（3） いじめられた生徒又はその保護者への支援

①いじめられた生徒から事情聴取を行う際、いじめられている生徒にも責任があるという考えはあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。また、個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意し対応に当たる。

②家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、いじめられた生徒の安全を確保する。

- ③いじめられた生徒にとって信頼できる人（友人・教職員・家族・地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制を作る。また、いじめられた生徒が安心して学校教育活動に取り組めるように、出席停止制度などを活用し、環境の確保を図る。
- ④外部の専門機関等に協力を得て、生徒及び保護者への支援に当たる。

（４） いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ①いじめがあったことが事情聴取により確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発の防止に努める。また、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえ、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ②いじめの加害者生徒への指導に当たっては、成長支援の観点から、加害者生徒が抱える問題やいじめの背景などにも目を向け、具体的な対応方針を定めるとともに、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

（５） いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許せない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめが解消している状況に至った上で、生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去のみならず、被害・加害生徒と他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りのすべての集団を構成する者が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。すべての生徒が、集団に一員として、互いを尊敬し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進めていくことが望まれる。

なお、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つ要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、

改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(6) ネット上のいじめへの対応

①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する。必要に応じて、法務局又は地方法務局、所轄警察署の協力を求める。

②ネット上のいじめは、大人の目に触れにくいため、学校における情報モラル教育を進める。また、保護者においても情報モラルについて理解を求めていく。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 事態発生と調査

①重大事態が発生した場合は、その事態に対処し、当該事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに「いじめ防止対策委員会」を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

②重大事態が発生した場合は、福岡県教育委員会を通じて福岡県知事へ事態の発生について報告する。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ①調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ②調査結果については、福岡県教育委員会を通じて福岡県知事に報告する。

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の中核としての機能。
- ②いじめ相談・通報の窓口としての役割。
- ③いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ④いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開き対応を組織的に実施するための中核としての役割。
- ⑤学校いじめ防止基本方針等について地域や家庭の理解を得るとともに、家庭訪問や学校通信などを通じての連携・協力の推進。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ①当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施。
- ②「事実関係を確認する」とは、重大事態に至るいじめ行為が、いつ、誰から、どのように、生徒の人間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したのかなどを可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
- ③調査は、責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を目的とする。